

一般社団法人 群馬県診療放射線技師会

定 款

平成25年4月1日より施行
平成27年6月1日変更・施行
令和2年12月5日変更・施行

一般社団法人群馬県診療放射線技師会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人群馬県診療放射線技師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県前橋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、群馬県における診療放射線技師の職業倫理を高揚すると共に、医用放射線の安全利用に関する知識の普及啓発、放射線障害の防止、及び診療放射線学の向上発達を図り、もって県民の医療及び健康福祉の維持発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 県民への放射線医療に関する知識の普及啓発
- (2) 医用放射線の安全管理及び障害防止の推進
- (3) 診療放射線学の向上及び診療放射線技師の職業倫理高揚に関する調査研究及び人材の育成
- (4) 本条の趣旨を目的とした図書及び印刷物の刊行
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、群馬県内にて行うものとする。

第3章 会員

(法人の会員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 群馬県内に居住又は勤務する診療放射線技師又はエックス線技師であって、本会の目的に賛同し入会の手続きを完了した者
- (2) 名誉会員 正会員の中にあつて、本会に対し特に功労があつた者のうちから、理事会の推薦に基づき総会において承認された者
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同する個人又は団体であつて入会の手続きを完了した者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を提出し、会長の承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になったとき及び毎年、正会員は、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。ただし、名誉会員は会費の負担を免除される。

2 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、賛助会員は、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 退会が年度途中の場合、会費の負担については、理事会において別に定める額の支払い義務を負う。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって総正会員の3分の2以上の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款又は規則に違反した場合

(2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為を行った場合

(3) その他除名すべき正当な事由がある場合

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知する。

(会員資格の喪失並びに権利及び義務)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 当該会員が死亡し若しくは失踪宣言を受けた場合、又は解散した場合

(2) 第7条の支払義務を継続して3年以上履行しなかった場合

(3) 総正会員が同意した場合

2 会員が、前2条及び前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 入会の基準並びに入会金及び年会費の金額

- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 事業計画の決定
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 長期借入及び重要な財産の処分又は譲受け
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (11) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

- 2 天災やその他の事由により前項に定める時期に開催することができない場合には、総会の開催を延期することができる。その状況が解消された後、合理的な期間内に開催する。また、天災やその他の事由により招集できない場合は、オンライン、書面、電磁的方法、みなし総会にて開催することができる。

(招集)

第14条 総会は、法令で別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときは、会員に対して会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、総会の日の2週間前までにその通知を発しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において出席会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第17条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任

- (3) 借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決権の行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、前2条に規定する総会については出席したものとみなす。

2 代理人を選任する場合、当該正会員又はその代理人は、代理権を証明する書面又は電磁的記録を提出しなければならない。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会が開催された日時及び場所

ただし、天災やその他の事由により招集できなく、オンライン、書面、電磁的方法、みなし総会にて開催された場合は、開催方法を記載し、場所は記載しない。

(2) 総会の議事の経過の要領及びその結果

(3) 監事が次に掲げる事項について総会において述べた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 監事を選任若しくは解任又は辞任についての意見

ロ 辞任した監事の辞任した旨及びその理由

ハ 理事が総会で提出しようとする議案等で監事が調査した結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項が認められる場合のその調査報告

ニ 監事の報酬等についての意見

(4) 総会に出席した理事及び監事の氏名

(5) 議長の氏名

(6) 議事録の作成に係る職務を行った会員の氏名

2 議事録には、議長及びその総会に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2人が、記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上23名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長、5名以上11名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、別に定める役員選出規定に基づき総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この場合において、理事会は、総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(役員の欠格事由)

第23条 次に掲げる者はこの法人の理事又は監事となることができない。

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第65条第1項各号に掲げられた者
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号に該当する者
- (4) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(役員の地位の喪失)

第24条 この法人の役員は、前条各号に該当するに至ったときは、自動的にこの法人の役員としての地位を喪失する。

(役員構成)

第25条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊な関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び法人の使用人が含まれてはならない。また各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(顧問)

第26条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は2名以内とし、理事会の推薦により会長がこれを委嘱し、任期については別に理事会が定める。
- 3 顧問は、重要な会務について会長の諮問に答える。
- 4 顧問の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は理事会を構成し、法令、この定款及び総会の決議に基づき、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、業務を執行し、総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、業務を分担執行する。

- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより業務を分担執行する。
- 5 会長及び業務を執行する理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること。
 - (2) この法人の業務並びに財産の状況を監査すること。
 - (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、会長に理事会の招集を請求すること。また、その請求があった日から5日以内に、その請求の2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
 - (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
 - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
 - (8) その他の法令上の権限を行使すること。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結のときまでとする。
- 3 天災やその他の事由により、上記の定期総会が終結できなく開催が延期になった場合は、理事また監事の任期を延期された定期総会の終結まで、延長することができる。
- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 6 理事又は監事は、再任されることができる。ただし、会長は、連続する4期において就任することはできない。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

3 監事は理事会に出席しなければならない。ただし、議決に参加することはできない。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び禁止
- (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備）

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 会長は、次の各号の一に該当する場合には、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- (1) 会長以外の理事から会議の目的である事項を示して、会長に招集の請求があったとき
- (2) 第28条第1項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき

4 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事は、臨時理事会を招集することができる。

5 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 9 6 条（議決に加わることのできる理事全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示）の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 当該理事会に出席した会長及び監事は、議事録に記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金
- (3) 財産又は事業から生ずる収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第 39 条 資産は、会長が管理し、その方法は理事会の決議により定める。

(経費の支弁)

第 40 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(剰余金)

第 41 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 この法人の事業計画書、収支予算書及びこれに伴う予算に関する書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議及び承認を得なければならない。また、定時総会にて報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置くものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 4 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - 4 この法人は、第2項の定時総会の終結後、直ちに貸借対照表を公告するものとする。

(借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第45条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する借入金を除き、理事会の決議及び総会において正会員の過半数が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様とする。

第8章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

(合併等)

第47条 この法人は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の他の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第48条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由により解散する。

- 2 前項によるほか、この法人は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 補則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は理事会の決議により別に定める。

附則

この定款は、平成25年4月1日から施行する。

平成27年6月1日から第43条変更を施行する。

令和2年12月5日から第13条、第20条、第29条の変更を施行する。